

「輸入青果物検疫要綱」
 （昭和62年 4月15日62農蚕2006号農蚕園芸局長通達）の一部改正
 新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後				現 行			
別表 1（第12関係） 3 選別による消毒方法の基準				別表 1（第12関係） 3 選別による消毒方法の基準			
植物の種類	検疫有害動植物の種類	選別基準	摘要	植物の種類	検疫有害動植物の種類	選別基準	摘要
ココやし、ドリアン、 パインアップル、バ ナナ、マンゴウ等の 生果実	〔略〕	〔略〕	〔略〕	ココやし、ドリアン、 パインアップル、バ ナナ、マンゴウ等の 生果実	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	
オレンジ、グレープ フルーツ、レモン等 のかんきつ類及びキ ウイフルーツ、ざく ろ、なし、ぶどう、 りんご等の生果実	〔略〕	〔略〕	〔略〕	オレンジ、グレープ フルーツ、レモン等 のかんきつ類及びキ ウイフルーツ、ざく ろ、なし、ぶどう、 りんご等の生果実	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	
いちご、かぼちゃ、 さやえんどう、すい か、メロン等の果菜 類及びアスパラガス、 はくさい、レタス等 の葉菜類並びにアー ティチョーク、カリ フラワー等の花菜類	〔略〕	〔略〕	〔略〕	いちご、かぼちゃ、 さやえんどう、すい か、メロン等の果菜 類及びアスパラガス、 はくさい、レタス等 の葉菜類並びにアー ティチョーク、カリ フラワー等の花菜類	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕			〔略〕	〔略〕	
だいこん、にんじん 等の根菜類及びたま ねぎ、にんにく等の りん茎類	ダイコン萎黄病菌等	り病青果物がな くなるまで選別	同上	だいこん、にんじん 等の根菜類及びたま ねぎ、にんにく等の りん茎類	ダイコン萎黄病菌等	り病青果物がな くなるまで選別	同上
	〔削除〕	〔削除〕			ゴミコナダニ（同様 の加害形態をもつ検 疫有害動物を含む。）	1%以上あると きは、荷口全体 の選別	

	菌核病菌，タマネギ 乾腐病菌等	2 % 以上あると きは、荷口全体 の選別	
	クロツヤバエ及びト ウヨウヒメハナバ エ、黒斑病菌、軟腐 病菌等	3 % 以上あると きは、荷口全体 の選別	
	菌核病菌，タマネギ 乾腐病菌等	2 % 以上あると きは、荷口全体 の選別	
	クロツヤバエ及びト ウヨウヒメハナバ エ、黒斑病菌、軟腐 病菌等	3 % 以上あると きは、荷口全体 の選別	